明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院）　一

〔告　示〕
○公認会計士法施行規則第九十六条の規定に基づき組織的な運営に関する原則を指定する件（金融庁一〇）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件（総務一七）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一〇五～一一二）　六
○精密地質構造調査費補助金交付規則を廃止する告示（経済産業六）　六
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通三八）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一四、一五）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一六～一八）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局二～五）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局四、五）　九

〔国会事項〕
内閣　九

〔人事異動〕
内閣　九

〔叙位・叙勲〕
内閣　九

〔官庁報告〕
法務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　一〇
産業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省）　一〇
通運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一〇

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和四年十一月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕
官庁
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　二六
会社その他　二九

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年一月二十五日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項中「第九条第一項本文」を「第十条第一項本文」に改め、同表国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の項中「第二条第一項本文」を「第三条第一項本文」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。